

う都都第 795 号
平成 28 年 9 月 9 日

うるま市景観みどり審議会
会長 池田 孝之 殿

うるま市長 島袋 俊夫

景観地区条例第 12 条第 2 項第 4 号の規定の適用について（諮問）

景観地区条例第 12 条第 2 項第 4 号の規定の適用について、同条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。